

仕 様 書

1. 需要施設概要

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 対象建物 | 堺市役所本庁舎 |
| (2) 需要場所 | 堺市堺区南瓦町3番1号 |
| (3) 業種及び用途 | 事務所 |

2. ガスの概要

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) ガスの種類 | 都市ガス13A |
| (2) 供給熱量 | 45MJ/m ³ |
| (3) 供給圧力 | 中圧(1メートル)及び低圧(4メートル) |
| (4) 対象ガスメーター | 別紙1のとおり |

3. 使用条件の概要

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 契約最大使用量 | 568m ³ /h |
| (2) 年間予定使用量 | 400,000m ³ |
| (3) 契約年間引取量 | 280,000m ³ |
| (4) 予定月別ガス使用量 | 別紙2のとおり |
- なお、直近の使用実績は別紙3のとおり

4. 契約期間

令和8年7月定例検針日の翌日から令和9年7月定例検針日まで

5. 使用量の測定方法

- (1) 一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより計量を行うものとする。
- (2) 計量期間は、一般ガス導管事業者が定めるものとする。

6. ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。ただし、ガスメーターは一般ガス導管事業者からの貸与とする。

7. 保安

- (1) 受注者は、需給場所に設置されているガス消費機器について、ガス事業法に定める保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、その他詳細について決定する必要がある場合は発注者と受注者との間で協議の上確認し、決定するものとする。

8. ガス料金の算定

- (1) 料金制度は、基本料金、流量基本料金、従量料金に基づく三部料金制度など、各社毎に設定することができる。
- (2) 原料費料金単価は、財務省貿易統計の公表値とし、各社の供給条件に基づき算定するものとする。なお、入札時の原料費料金はその算定式に基づき、令和7年1月検針月から令和7年12月検針月に適用された価格の単純平均を用いて算出するものとする。
- (3) 託送料金単価は、大阪瓦斯株式会社の託送供給約款の料金表によるものとする。なお託送供給料金は仕様書に定めるガス量を供給した場合に発生する料金合計の平均値とする。
- (4) 原料費調整額は、別途、受注者の約款等の定めに基づき算定し、発注者に請求するものとする。

9. 代金の支払等

- (1) 受注者は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに発注者に請求するものとする。
- (2) 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受注者が定める約款等にある支払日までに受注者に代金を支払うものとする。
- (3) 発注者は代金の支払遅延による料金については、受注者が定める約款等の規定に基づき受注者に支払うものとする。
- (4) 発注者は、何らかの事由により請求書を受理が遅れ、支払いが遅延するおそれが生じた場合は、速やかに受注者にその旨を連絡するとともに、その請求書による代金の支払日等について、発注者と受注者とが協議の上、あらためてこれを定めるものとする。
- (5) 発注者は、第1項に規定する請求書を受理した後、その請求内容又は請求書の全部又は一部に瑕疵があると認めるときは、受注者に対しその事由を明示して、当該請求書を返付する事ができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、受注者が是正した請求書を発注者が受理した日までの期間、支払日を延長するものとする。

10. その他

本仕様書に定めのない事項については、受注者の定める約款等の規定に準ずるものとし、発注者と受注者協議の上、決定するものとする。